

全国一律
2020年
7月1日から

レジ袋の有料化が

事業者
様へ

スタートします



レジ袋は、
いりません。

わかりやすい
説明動画
公開中!!





Q なぜ、プラスチック製買物袋(レジ袋)の有料化をするの?

A 容器包装リサイクル法の関連省令の改正により、レジ袋の有料化が義務になります。使い捨てプラスチックによる海洋汚染の深刻化や地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、レジ袋の有料化を通じて、消費者がマイバッグを持参するなど、ライフスタイルの見直しを促し、過剰な使用を抑えていくことが目的です。レジ袋削減に御協力をお願いします。

桂川に滞留したごみ



(関西広域連合資料より)

大阪湾で引き揚げられたごみ



(関西広域連合資料より)

海洋生物への影響



Q どのような事業者が対象?

A レジ袋を扱う小売業を営むすべての事業者です(事業の一部として小売業を行っている場合も対象)。法令の対象外の業種であっても自主的な取組として有料化を実施することを推奨しています。

Q どのようなレジ袋が対象?

A 消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる「持ち手のついたプラスチック製」の買物袋です。
※右の環境に配慮した旨の表示がある3種類の袋については対象外です。

対象外

- バイオマスプラスチックの配合率25%以上の買物袋
- 海洋生分解性プラスチックの配合率100%の買物袋
- 繰り返し使用が可能な厚手(厚さ50マイクロメートル以上)の買物袋



Q 何をすればよいの?

A 令和2年7月1日以降、レジ袋を必要とされる方には、レジ袋を有料(1枚当たり1円以上)でお渡しく下さい。また、レジ袋削減に御協力いただくために、利用者にマイバッグでお買い物いただく旨の啓発をお願いします。

マイバッグを持参いただき
ありがとうございます



Q レジ袋の有料化をしなかったらどうなるの?

A 本市では、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」の規定により、勧告及び公表の対象となることがあります。また、容器包装リサイクル法の規定により、「容器包装多量利用事業者」は、勧告、命令及び罰則(50万円以下の罰金)の対象となることがあります。

御不明な点がございましたら、
お問い合わせ窓口まで
御連絡ください。



レジ袋有料化お問い合わせ窓口
環境政策局 循環型社会推進部ごみ減量推進課

075-213-4930

京都市レジ袋削減キャンペーン



京都市
CITY OF KYOTO



17色からなる円形のマークは、SDGs(国連の持続可能な開発目標)を表したものです。京都市はSDGsを支援しています。